

第3章 指定基準の概要

1 サービス別指定基準一覧(抜粋)

○共通事項

○申請者要件

- (1)申請者が法人格を有していること。※サービス種類により例外あり
- (2)申請者は暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。
(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）参照）

○常勤

当該事業所における勤務時間が、「事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していることをいいます。なお、週32時間を下回る設定はできません（「32時間」と見なされます）。

サービス種別	(訪問介護・第1号訪問事業)	
事業所名	()	
	(1) 4週	
	(2) 予定	
(3)事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数	40 時間/週	160 時間/月
	当月の日数	30 日

○常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を上記の常勤時間で除することにより、当該従業者の員数を常勤従業者の員数に換算する方法。

○兼務する職員の時間分け

- ・職員が複数の職種を兼務する場合（例・管理者とサービス提供責任者など）、勤務体制一覧表上での時間分けを行ってください。

No	(4) 職種	(5) 勤務形態	(6) 資格	(7) 氏 名	1週目						
					1	2	3	4	5	6	7
					木	金	土	日	月	火	水
1	管理者	B	—	札幌 花子	4	4			4	4	4
2	サービス提供責任者	B	介護福祉士	札幌 花子	4	4			4	4	4

○面積の算出方法

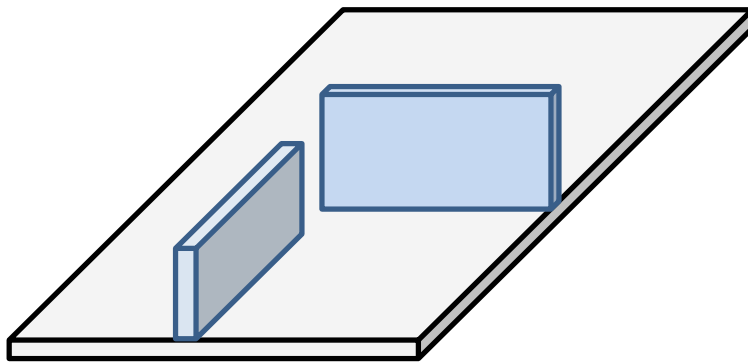
壁芯計算ではなく**内法計算**により算出してください。

○事務室の考え方

事務室では個人情報管理のため、出入り口は施錠できる必要があります。また、四方が壁で囲まれている必要があります。また、事務室の共有については、同一法人が運営する介護事業所であれば認めていますが、事務机は分けるようにしてください。

○相談スペースのとり方

四辺が囲われた状態で相談スペースを設置してください。



< Check!! >

相談スペースは、事務スペースと同じ部屋に設けることも可能ですが、動線が重ならない

ように、概ね170cm以上の高さがあるパーテーションやカーテン等で目隠しをする必要があります。

○関係法令

【基本法】

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

【事業者関係】

- ・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第8号）
- ・札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年札幌市条例第55号）

指定を受けた事業者は、関係法令の規定を遵守する必要があります。指定を受けた後、実地指導などにより、指定申請に虚偽の内容があったことや、関係法令の規定を遵守した適正な事業運営がなされていないことなどが判明した場合には、事業所に対する改善命令や指定取消等の処分が行われることがあります。

また、指定後に基準を満たさなくなった際には、介護報酬の減算が必要となる場合もありますので、充分留意してください。

① 訪問介護

【人員基準】

(1) 管理者

資 格：なし

員 数：常勤で1人

その他：管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可（例：併設する有料老人ホームの管理者 等）。

(2) サービス提供責任者

資 格：サービス提供責任者になることができる条件は以下のとおりです。

資格・研修		
介護福祉士	保健師、看護師、准看護師	介護職員基礎研修修了者
実務者研修修了者	訪問介護員1級課程修了者	

員 数：利用者（前3月の平均値。新規指定の場合は推定値）40人ごとに常勤1人

※利用者が40人を超える場合は常勤換算方法とすることも可

※常勤3人以上配置している場合は、緩和基準あり

その他：原則専従。訪問介護の提供に支障がなければ、同一敷地内にある指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。ただし、その場合は訪問介護以外に従事した時間は訪問介護員等の常勤換算には含まれない。

Check!!

・管理者との兼務は可能ですが、勤務体制一覧表上での時間分けを行ってください。

(3) 訪問介護員等

資 格：訪問介護員等になれる資格・研修は以下のとおりです。

資格・研修要件		
介護福祉士	保健師、看護師、准看護師	介護職員基礎研修修了者
実務者研修修了者	訪問介護員研修1、2級課程修了者	介護職員初任者研修修了者
居宅介護従業者養成研修1、2級課程修了者	生活援助従事者研修を修了した者※	

※生活援助サービスへの従事に限る

員 数：常勤換算方法で2.5以上

【設備基準】

(1) 事務室

事務を行うのに必要な広さの専用区画を有すること。

同一法人の他事業所と事務室を兼用することは認められますが、他法人と事務室を兼用することは認められません（グループ法人でも法人格が別であれば認められません）。

(2) 相談室または相談スペース

相談の内容が漏えいしないように配慮されていること（P30参照）。

(3) 手指を洗淨するための設備

訪問介護員等が手指を洗淨するのに支障がない場合は、併設施設と供用のものを利用することができます。便器上部に設置されている簡易手洗い器のみでの指定は認められません。

(4) サービス提供に必要な設備及び備品等

利用者の個人情報を保管する鍵つき書庫

② 訪問入浴介護

【人員基準】

(1) 管理者

資 格：なし

員 数：常勤専従で1人

その他：管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。

(2) 訪問入浴介護従業者

資 格：看護職員：看護師、准看護師

介護職員：なし

員 数：看護職員：1人以上

介護職員：2人以上(介護予防の場合は1人以上)

その他：看護職員又は介護職員のうち1人以上は当該事業所において常勤

【設備基準】

(1) 事務室

事務を行うのに必要な広さの専用区画を有すること。

同一法人の他事業所と事務室を兼用することは認められますが、他法人と事務室を兼用することは認められません（グループ法人でも法人格が別であれば認められません）。

(2) 相談室または相談スペース

相談の内容が漏えいしないように配慮されていること（P30参照）。

(3) 浴槽

身体の不自由な者が入浴するのに適したもの

(4) 車両

浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの

(5) 手指を洗浄するための設備

訪問介護員等が手指を洗浄するのに支障がない場合は、併設施設と供用のものを利用することができます。便器上部に設置されている簡易手洗い器のみでの指定は認められません。

(6) サービス提供提供に必要な設備及び備品等

利用者の個人情報を保管する鍵つき書庫

③－１ 訪問看護(訪問看護ステーション)

【人員基準】

(1) 管理者

資 格：次の①及び②のいずれも満たすこと

① 保健師又は看護師

② 必要な知識及び技能を有する者

員 数：常勤専従で１人

その他：管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。

(2) 看護職員

資 格：保健師、看護師又は准看護師

員 数：常勤換算方法で２.５以上

その他：１人以上は当該事業所において常勤

【理学療法士等】

資 格：理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

員 数：事業所の実情に応じた適当数(配置しないことも可)

【設備基準】

(1) 事務室

事務を行うのに必要な広さの専用区画を有すること。

同一法人の他事業所と事務室を兼用することは認められますが、他法人と事務室を兼用することは認められません（グループ法人でも法人格が別であれば認められません）。

(2) 相談室または相談スペース

相談の内容が漏えいしないように配慮されていること（P30参照）。

(3) 手指を洗浄するための設備

訪問看護員等が手指を洗浄するのに支障がない場合は、併設施設と共用のものを利用することができます。便器上部に設置されている簡易手洗い器のみでの指定は認められません。

(4) サービス提供に必要な設備及び備品等

利用者の個人情報を保管する鍵つき書庫

③－２ 訪問看護(病院又は診療所である指定訪問看護事業所)

【申請者要件】

申請者が病院又は診療所の開設者

【人員基準】

看護職員

資 格：保健師、看護師又は准看護師

員 数：１人以上

【設備基準】

(1) 事務室

事務を行うのに必要な広さの専用区画を有すること。

同一法人の他事業所と事務室を兼用することは認められますが、他法人と事務室を兼用することは認められません（グループ法人でも法人格が別であれば認められません）。

(2) 相談室または相談スペース

相談の内容が漏えいしないように配慮されていること（P30参照）。

(3) 手指を洗淨するための設備

訪問看護員等が手指を洗淨するのに支障がない場合は、併設施設と供用のものを利用することができます。便器上部に設置されている簡易手洗い器のみでの指定は認められません。

(4) サービス提供に必要な設備及び備品等

利用者の個人情報保管する鍵つき書庫

(5) その他

病院又は診療所であること

④ 訪問リハビリテーション

【申請者要件】

申請者が病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の開設者

【人員基準】

(1) 医師

員 数：専任の常勤医師が1人以上

(2) 従業者

資 格：理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

員 数：1人以上

【設備基準】

(1) 事務室

事務を行うのに必要な広さの専用区画を有すること。

同一法人の他事業所と事務室を兼用することは認められますが、他法人と事務室を兼用することは認められません（グループ法人でも法人格が別であれば認められません）。

(2) 相談室または相談スペース

相談の内容が漏えいしないように配慮されていること（P30参照）。

(3) サービス提供に必要な設備及び備品等

利用者の個人情報を保管する鍵つき書庫

(4) その他

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院であること

⑤ 居宅療養管理指導

【申請者要件】

申請者が病院、診療所、薬局の開設者

【人員基準】

(1) 病院又は診療所の場合

従業者

- 資 格：① 医師又は歯科医師(以下「医師等」)
② 薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士(以下「薬剤師等」)
③ 保健師、看護師、准看護師(以下「保健師等」)※
※訪問歯科診療を行った歯科医師の指示により、歯科衛生士の居宅療養管理指導に相当するものを行うことのみ可能

- 員 数：① 医師等：病院又は診療所として必要とされる数以上
② 薬剤師等：指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
③ 保健師等：指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) 薬局の場合

従業者

- 資 格：薬剤師
員 数：1人以上

【設備基準】

(1) 事務室

事務を行うのに必要な広さの専用区画を有すること。

同一法人の他事業所と事務室を兼用することは認められますが、他法人と事務室を兼用することは認められません（グループ法人でも法人格が別であれば認められません）。

(2) 相談室または相談スペース

相談の内容が漏えいしないように配慮されていること（P30参照）。

(3) サービス提供に必要な設備及び備品等

利用者の個人情報を保管する鍵つき書庫

(4) その他

病院、診療所、薬局であること

⑥ 通所介護（利用定員19名以上）

【人員基準】

(1) 管理者

資格：なし

員数：常勤で1人

その他：管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。

利用定員18名以下とする場合は、
地域密着型サービス(地域密着型通所介護)
の申請となります。

(2) 生活相談員

資格：生活相談員になることができる資格は以下の5つです。

精神保健福祉士	社会福祉士	社会福祉主事※	介護福祉士	介護支援専門員
---------	-------	---------	-------	---------

※社会福祉主事任用資格は、大学や短期大学等において、厚生労働大臣が指定する科目のうち3つ以上を履修して卒業した場合にも取得することができます。

指定科目の詳細については、厚生労働省のホームページ等にてご確認ください。

員数：提供日ごとにサービスを提供している時間帯に、専従で勤務している時間数の合計を、サービスを提供している時間帯で除して得た数が1以上

その他：休暇等に対応できるように、生活相談員になることができる有資格者を複数人確保してください。

Check!!

【ケース1】

サービス提供時間（6時間）		9：00 ～ 15：00	
相談員A（3時間）		9：00 ～ 12：00	
相談員B（4時間）		11：00 ～ 15：00	

相談員A（3時間）＋相談員B（4時間）≧サービス提供時間（6時間）…基準クリア

【ケース2】

サービス提供時間（6時間）		9：00 ～ 15：00	
相談員A（3時間）		9：00 ～ 12：00	
相談員B（3時間）		11：00 ～ 14：00	

相談員A（3時間）＋相談員B（3時間）≧サービス提供時間（6時間）…基準クリア

【ケース3】

サービス提供時間（6時間）		9：00 ～ 15：00	
相談員A（2時間）		8：00 ～ 11：00	
相談員B（3時間）		11：00 ～ 14：00	

相談員A（2時間）＋相談員B（3時間）＜サービス提供時間（6時間）…基準違反

サービス提供時間内の勤務時間合計は5時間であるため基準違反！！

(3) 看護職員

資 格：看護職員になることができる資格は以下の2つです。

看護師	准看護師
-----	------

員 数：サービス提供日ごとに**1単位につき**1人以上

その他：病院、診療所、訪問看護ステーション（以下「病院等」という。）との連携により、看護職員が通所介護事業所の単位ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院等と通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。この場合、病院等と通所介護事業所の距離は、直線距離で6 km以内であること。

Check!!

連携により看護職員を確保する場合は、連携契約書（同一法人の場合は取り決め等で可）を指定申請書に添付してください。また、勤務体制一覧表に連携先の看護職員も記載してください。この場合、看護職員の氏名までは求めません（連携先の事業所名等の記載で可）。

(4) 介護職員

資 格：なし

員 数：単位ごとに以下の式により計算します。

$(\text{サービス提供時間に勤務している介護職員の時間数の合計}) \div (\text{サービス提供時間数}) = \text{①}$

$(\text{「利用定員数」} - 15) \div 5 + 1 \leq \text{①}$ となること

その他：介護職員は常時1人以上従事していること。

Check!!

【ケース1】利用定員数30人の場合

サービス提供時間 (6時間)		9:00	~	15:00	
介護職員A (6時間)		9:00	~	15:00	
介護職員B (3時間)			12:00 ~	15:00	
介護職員C (2時間)	8:00 ~	11:00	← 提供時間中の勤務時間なので3時間ではありません		
介護職員D (4時間)		10:00 ~	14:00		

…サービス提供時間における介護職員の合計勤務時間…15時間

$(\text{サービス提供時間における介護職員の合計勤務時間}) \div (\text{サービス提供時間数}) = \text{①}$
15時間 ÷ 6時間 = 2.5

$(\text{「30」} - 15) \div 5 + 1 = 4$

「4」配置が必要なところ、「2.5」しか配置されていないため、**基準違反!!**

(5) 機能訓練指導員

資 格：機能訓練指導員になることができる資格は以下の8つです。

理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	看護師	准看護師
柔道整復師	あん摩マッサージ指圧師	はり師※	きゅう師※	

※はり師、きゅう師については、以下の要件を満たす場合に限る

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のいずれかの資格を有する機能訓練指導員が配置されている事業所で、6か月以上機能訓練指導の業務を経験している

員 数：1人以上

Check!!

看護師又は准看護師が、看護職員と機能訓練指導員を兼務する場合は、勤務体制一覧表上での時間分けを行ってください。

4	看護職員	B	看護師	〇〇 C男	シフト記号	x		x	x		x	
					勤務時間数	4		4	4		4	
					サービス提供時間内の勤務時間数	4		4	4		4	
5	機能訓練指導員	B	看護師	〇〇 C男	シフト記号	y		y	y		y	
					勤務時間数	4		4	4		4	
					サービス提供時間内の勤務時間数	3		3	3		3	

(6) その他

生活相談員又は介護職員のうち1人以上は当該事業所において常勤者であること。

【設備基準】

(1) 食堂及び機能訓練室

- ① それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積が内法による測定で3㎡×利用定員以上であること。（※食事及び機能訓練に支障が無い場合は、食堂と機能訓練室を同一の場所とすることも可能です。）

Check!!

【ケース】定員20名、食堂30㎡、機能訓練室20㎡の場合

定員20名×3㎡=60㎡（必要面積）・・・①

食堂30㎡+機能訓練室20㎡=50㎡（事業所の面積）・・・②

⇒①>②

食堂及び機能訓練室の面積が必要面積未満になってしまっているため、**基準違反！！**

- ② 食堂及び機能訓練室は通所介護事業所の専有スペース（一体的に運営している第1号通所事業とは共用可能）であるため、サービス提供時間中に利用者以外の方が利用したり、通路として横切ったりすることは認められません。

(2) 事務室

事務を行うのに必要な広さの専用区画を有すること。

(3) 相談室または相談スペース

相談の内容が漏えいしないように配慮されていること（P30参照）。

(4) 静養室

利用者が静養するのに必要な広さを確保すること。面積要件はありませんが、利用定員等を踏まえた合理的な面積を確保してください。

(5) サービス提供に必要な設備及び備品等

送迎車、便所、利用者の個人情報保管する鍵つき書庫

(6) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を設置すること。

⑦ 通所リハビリテーション

【申請者要件】

申請者が病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の開設者

【人員基準】

(1) 医師

資 格：医師

員 数：専任の常勤医師が1人以上

(2) 理学療法士等、看護職員又は介護職員

資 格

理学療法士等：理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

看護職員：看護師、准看護師

介護職員：なし

員 数

- ① 単位ごとにサービスの提供時間を通じて利用者が10人までは専従1人以上、利用者が10人を超える場合は、利用者の数を10で除した数以上
- ② 診療所以外で行う場合は、①のうち専らサービスに提供に当たる理学療法士等が、利用者100人又はその端数を増すごとに1以上
- ③ 診療所で行う場合は、①のうち理学療法等又は経験看護師(※)が常勤換算方法で0.1以上

【設備基準】

(1) 指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋

- ① 利用定員に内法による測定で3㎡を乗じて得た面積以上
- ② 介護老人保健施設又は介護医療院である場合、当該専用の部屋の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されているものに限る)の面積を加えることができる。

(2) サービス提供に必要な設備及び備品等

送迎車、便所、利用者の個人情報保管する鍵つき書庫

(3) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を設置すること。

※ 経験看護師

通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師

⑧-1 短期入所生活介護(ユニット型以外)

【人員基準】

(1) 管理者

資 格：なし

員 数：常勤専従で1人

その他：管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。

(2) 医師

資 格：医師

員 数：1人以上

(3) 生活相談員

資 格：精神保健福祉士、社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員

員 数：常勤換算方法で、利用者の数(※1)が100又はその端数を増すごとに1人以上

その他：1人以上は常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所にあっては常勤としないことができる。

(4) 看護職員又は介護職員

資 格：看護職員：看護師、准看護師

介護職員：なし

員 数：常勤換算方法で利用者の数が3又は端数を増すごとに1人以上

夜勤時間帯(※2)の職員の配置基準

① 利用者の数(利用者と入所者の合計含む)が25人以下：1人以上

② 利用者の数が26人～60人：2人以上

③ 利用者の数が61人～80人：3人以上

④ 利用者の数が81人～100人：4人以上

⑤ 利用者の数が101人以上：4に利用者の数が100人を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

その他

① 介護職員、看護職員のうち1人以上は、当該事業所において常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所にあっては常勤としないことができる。

② 常時1人以上の介護職員に従事させなければならない。

(5) 栄養士

資 格：栄養士

員 数：1人以上

(6) 機能訓練指導員

資 格：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師※

※はり師、きゅう師については、以下の要件を満たす場合に限る

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のいずれかの資格を有する機能訓練指導員が配置されている事業所で、6か月以上機能訓練指導の業務を経験している

員 数：1人以上

その他：当該事業所の他の職務に従事可

空床利用型事業所、併設事業所の場合

空床利用型事業所(※3)：従業者の員数は利用者を当該特別養護老人ホーム、老人ホームの入所者とみなした場合の、特別養護老人ホームにおける従業者の基準を満たす数以上。

併設事業所(※4)

- ① 医師、栄養士及び機能訓練指導員は、併設する本体施設に配置されている場合であつて、当該本体施設の事業に支障をきたさない場合は兼務可
- ② 生活相談員、介護職員及び看護職員の員数は併設する本体施設と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数を、当該本体施設の入所者と指定短期入所生活介護事業所の利用者の合算数により必要とされる員数。

【利用定員】

- ① 20人以上。
- ② 空床利用型事業所の場合は①の限りではない。
- ③ 併設事業所又はユニット型指定短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、それらの利用定員の総数が20人以上である場合は、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を20人未満とすることができる。

【設備基準】

(1) 基本事項

- 1 建物は耐火建築物でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たしかつ2階建て又は平屋建の場合にあっては準耐火建築物とすることができる。
 - ① 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - ② 居室等を2階又は地階に設けている場合にあっては次の掲げる要件をすべて満たすこと
ア 事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的計画に利用者の円滑かつ迅速な非難を確保するために必要な事項を定めること
イ 非常災害に関する具体的計画に規定する訓練については、非常災害に関する具体的計画に従い、日中及び夜間において行うこと。
ウ 火災時に避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等の連携体制を整備すること。
- 2 市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての事業所であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物でなくても可
 - ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること
 - ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な非難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な非難が可能なものであること。

(2) 居室

- ① 1の居室の利用定員は4人以下
- ② 利用者1人当たりの床面積は、内法による測定で10.65㎡以上
- ③ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生防災等について十分考慮すること

(3) 食堂及び機能訓練室

- ① 利用定員に内法による測定で3㎡を乗じて得た面積以上
- ② 支障がない場合は、食堂と機能訓練室を同一の場所で可

(4) 浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室(洗濯場)、汚物処理室、介護材料室

利用者等が使用するのに適したものとする。

【指定短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品等】

利用者の個人情報保管する鍵つき書庫

【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】

消防法その他の法令等に規定された設備を設置すること。

(5) その他

- ① 廊下幅は内法による測定で1.8m。ただし、両側に居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室(洗濯場)、汚物処理室、介護材料室その他の設備が配置されている廊下の幅は内法による測定で2.7m以上。
- ② 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設置
- ③ 階段の傾斜を緩やかにすること
- ④ 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設置。ただしエレベーターを設置するときはこの限りでない。

※1 利用者の数

前年度の利用者数の平均値とする。ただし、新規の場合は推定数とする。

※2 夜勤時間帯：午後10時～翌日午前5時を含めた連続する16時間

※3 空床利用型事業所：特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に使用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行う事業所

※4 併設事業所：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設と併設されている事業所

⑧－２ 短期入所生活介護(ユニット型)

【人員基準】

⑧－１短期入所生活介護(ユニット型以外)の基準を基本とする他、空床利用型事業所以外は以下の人員も配置すること。

(1) 管理者、医師、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員

⑧－１短期入所生活介護(ユニット型以外)と同様

(2) 看護職員又は介護職員

資 格：看護職員：看護師、准看護師

介護職員：なし

員 数：常勤換算方法で利用者の数が3又は端数を増すごとに1人以上

夜勤時間帯の職員の配置基準：2ユニットに1人ずつ

その他：

① 介護職員、看護職員のうち1人以上は、当該事業所において常勤でなければならない。

ただし、利用定員が20人未満である併設事業所にあつては常勤としないことができる。

② 日中についてはユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置

(3) その他

① ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置。

② 2人以上(2ユニット以下の事業所は1人)は、ユニットリーダー研修を受講していること。

③ 1ユニットの利用定員が10人を超える場合は、(2)に加え、以下の人員を配置するよう努めること。

[夜間及び深夜の時間帯以外時間帯]

利用定員が10を超えて1を増すごとに、当該ユニットの日勤時間帯に勤務する1日の勤務時間数の合計を8で除して得た数が0.1以上の介護職員又は看護職員

[夜間及び深夜の時間帯]

2ユニットごとの利用定員の合計が20を超えて2又はその端数を増すごとに、当該ユニットの夜間及び深夜の時間帯に勤務する1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が0.1以上の介護職員又は看護職員

【設備基準】

(1) 基本事項

⑧－１短期入所生活介護(ユニット型以外)と同様

【ユニット】

① 居室、共同生活室、洗面設備、便所を含む

② 1ユニットの利用定員は原則10人以下とし、15人を超えてはならない

(2) 居室

- ① 1の居室の定員は1人とすること。ただし、利用者の利用上、必要と認められる場合は2人とすることができる。
- ② いずれかのユニットに属するものとして、当該ユニットの共同生活室に近接し一体的に設けること
- ③ 利用者1人当たりの床面積は内法による測定で10.65㎡以上
- ④ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生防災等について十分考慮

(3) 共同生活室

- ① いずれかのユニットに属し、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること
- ② 1の共同生活室の床面積は、ユニットの定員に内法による測定で2㎡を乗じて得た面積以上

(4) 洗面設備、便所

- ① 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- ② 利用者が使用するのに適したものとすること。

(5) 浴室、医務室、調理室、洗濯室(洗濯場)、汚物処理室、介護材料室

利用者が使用にするのに適したものとすること。

(6) 鍵つき書庫

利用者の個人情報を保管する書庫

(7) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を設置すること。

(8) その他

- ① 廊下幅は内法による測定で1.8m以上。ただし、両側に居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室(洗濯場)、汚物処理室、介護材料室その他の設備が配置されている廊下の幅は内法による測定で2.7m以上（廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、内法による測定で1.8m以上）。
- ② 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設置
- ③ 階段の傾斜を緩やかにすること
- ④ ユニットまたは浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設置。ただしエレベーターを設置するときはこの限りでない。

※用語説明は⑧-1 短期入所生活介護(ユニット型以外)と同じ

⑨ 短期入所療養介護

【申請者要件】

申請者が介護老人保健施設、介護医療院、療養病床を有する病院（診療所）又は診療所（療養病床を有する診療所以外）の開設者であること

【人員基準】

(1) 介護老人保健施設の場合

利用者を入所者とみなした場合における介護老人保健施設の基準以上

(2) 介護医療院の場合

利用者を入所者とみなした場合における介護医療院の基準以上

(3) 療養病床を有する病院又は診療所

医療法に規定する基準以上

(4) 診療所（療養病床を有する診療所以外）

- ① 看護職員（看護師又は准看護師）又は介護職員の員数の合計が常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること
- ② 夜間における緊急連絡体制として、看護職員又は介護職員を1人以上配置すること

【設備基準】

(1) 介護老人保健施設の場合

介護老人保健施設の基準以上

(2) 介護医療院の場合

介護医療院の基準以上

(3) 療養病床を有する病院又は診療所

- ① 医療法に規定する基準以上
- ② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

(4) 診療所（療養病床を有する診療所以外）

- ① サービスを提供する病室の面積が1人について内法による測定で6.4㎡以上とすること
- ② 浴室
- ③ 機能訓練を行うための場所

⑩ 福祉用具貸与

【人員基準】

(1) 管理者

資 格：なし

員 数：常勤専従で1人

その他：管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。

(2) 福祉用具専門相談員

資 格：保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、福祉用具専門相談員に関する都道府県知事が指定する研修修了者

員 数：常勤換算方法で2以上

その他：特定福祉用具販売の事業を同一の事業者により、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、福祉用具貸与の基準を満たすことによって、特定福祉用具販売の基準を満たしているとみなすことができる。

【設備基準】

(1) 事務室

事務を行うのに必要な広さの専用区画を有すること。

同一法人の他事業所と事務室を兼用することは認められますが、他法人と事務室を兼用することは認められません（グループ法人でも法人格が別であれば認められません）。

(2) 相談室または相談スペース

相談の内容が漏えいしないように配慮されていること（P30参照）。

(3) 福祉用具の保管のために必要な設備

① 清潔であること

② 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること

③ 保管を他の業者に行わせる場合(※)は、設置しなくても可

(4) 福祉用具の消毒のために必要な器材

① 事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

② 消毒を他の業者に行わせる場合(※)は、設置しなくても可

(5) サービス提供に必要な設備及び備品等

利用者の個人情報保管する鍵つき書庫

※ 保管を他の業者に行わせる場合、消毒を他の業者に行わせる場合

保管又は消毒を他の業者に行わせる場合は、委託契約において次の事項を文書により取り決めていなければならない。

① 当該委託等の範囲

② 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件

- ③ 受託者等の従業者により、委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者に定期的に確認する旨
- ④ 指定事業者が委託業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨
- ⑤ 指定事業者が委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、所要の措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨
- ⑥ 受託者が行った委託業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- ⑦ 委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

⑪ 特定福祉用具販売

【人員基準】

(1) 管理者

資 格：なし

員 数：常勤専従で1人

その他：管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。

(2) 福祉用具専門相談員

資 格：保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、福祉用具専門相談員に関する都道府県知事が指定する研修修了者

員 数：常勤換算方法で2以上

その他：福祉用具貸与の事業を同一の事業者により、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、特定福祉用具販売の基準を満たすことによって、福祉用具貸与の基準を満たしているとみなすことができる。

【設備基準】

(1) 事務室

事務を行うのに必要な広さの専用区画を有すること。

同一法人の他事業所と事務室を兼用することは認められますが、他法人と事務室を兼用することは認められません（グループ法人でも法人格が別であれば認められません）。

(2) 相談室または相談スペース

相談の内容が漏えいしないように配慮されていること（P30参照）。

(3) サービス提供に必要な設備及び備品等

利用者の個人情報を保管する鍵つき書庫

第4章 指定後の手続

1 指定後の手続

(1) 事業者番号

事業者番号は、当該事業者の指定と併せて通知します。

(2) 介護給付費等の請求の届出

介護保険サービス事業所は、介護給付費等の請求をする場合には、請求方法や受領する振込先口座名等をあらかじめ北海道国民健康保険団体連合会に届け出ることとなっています。

届出先	北海道国民健康保険団体連合会総務部介護保険課 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 電話：011-231-5161 FAX：011-233-2178
届出事項	請求方法（請求媒体） 振込先口座名等
届出の様式	指定月の翌月に北海道国民健康保険団体連合会から送付されます。

（参考～介護給付費支払いまでの標準的な事務処理日程）

	サービス提供月	翌月	翌々月
(事業者)	サービス提供	(締切日10日)請求	
(国保連)		審査	支払(月末)

※介護給付費の請求についての詳細は、上記の北海道国民健康保険団体連合会に問い合わせてください

2 他法令の届出等

○生活保護法に基づく指定介護機関の指定について

生活保護法第54条の2第2項の規定により、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関としても指定を受けたものとみなされます。

生活保護法による指定が不要な場合は、札幌市保健福祉局総務部保護課（旧：保健福祉局総務部保護自立支援課、以下「保護課」）へ申出書を提出することで指定を受けなくてもできます。ご質問等がありましたら、保護課（011-211-2992）にお問い合わせください。

○老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の届け出について

サービス種類		届 出 (○：必要 ×：不要)	
介護保険法の事業名	老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の種類	届出時期：開始前 提出先：札幌市高齢保健福祉部事業指導担当課	
		老人居宅生活支援事業 開始届	老人デイサービスセンター等設置届
		【根拠】 老人福祉法施行規則 第1条の9	【根拠】 老人福祉法施行規則第 1条の14
○訪問介護 ○定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○第1号訪問事業	老人居宅介護等事業	○	×
○通所介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所 介護 ○第1号通所事業	老人デイサービス事業 (他の施設と併設の場合)	○	×
	老人デイサービス事業 (単独で設置の場合)	○	○
○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護	老人短期入所事業 (他の施設と併設の場合)	○	×
	老人短期入所事業 (単独で設置の場合)	○	○
○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居 宅介護	小規模多機能型居宅介 護事業	○	×
○認知症対応型共同生活介護 ○介護予防認知症対応型共同 生活介護	認知症対応型老人共同 生活援助事業	○	×
○複合型サービス（看護小規 模多機能型居宅介護）	複合型サービス福祉事 業	○	×